

暴力追放だより

- 1面 ・「第27回新通学区暴力追放・交通安全大会」の開催
・多くの市民の方が依然として特殊詐欺被害にあっています!!～固定電話機の防犯機能を強化しましょう～
- 2面 ・「令和6年度三番町地区自治会連合会交通安全・防火・防犯大会」の開催
・「第21回静岡市暴力・飲酒運転追放、犯罪等に強いまちづくり市民大会」の開催
- 3面 ・暴力団追放!「三不運動+1」の推進
・暴力団に関する相談は暴追センターへ
- 4面 ・知っておこう暴力団対策～不当要求への対応要領～

令和7年3月 第39号

発行 静岡市暴力追放推進協議会

「第27回新通学区暴力追放・交通安全大会」の開催

令和6年11月9日(土)、葵区新通公園において、「第27回新通学区暴力追放・交通安全大会」が開催されました。

この大会は、平成9年に新通学区内に暴力団事務所が進出してきたことをきっかけに、当時の新通学区連合町内会・連合婦人会が中心となって暴力追放決起大会として開催してきたもので、平成17年に暴力団事務所が完全撤退してから「私たちのまちに暴力や犯罪はいらない、交通事故をおこさない」との強い意志により、住みよい街をめざし継続開催しています。

大会には、地元住民の皆様約250名が参加し来賓として静岡中央警察署長・静岡県暴力追放運動推進セン



約250名の地域住民が参加

ター専務理事等協力機関代表者の方々が招かれました。

大会は、新通学区自治会連合会副会長による開会宣言に始まり、主催者を代表して静岡市自治会連合会会長及び当協議会会長である静岡市長によるあいさつを行ったのち、暴力追放と交通安全を誓った大会決議書を、元新通学区連合婦人会会長から静岡中央警察署長に手渡す等、暴力や事故のない安全で安心して暮らせるまちづくりを目指す決意を新たにしました。

また、式典終了後には、新通小学校シンフォニッククラブの子どもたちの演奏を先導として、参加者で啓発パレードが行われました。



新通小学校シンフォニッククラブの子どもたちの演奏を先導として啓発パレードを実施

多くの市民の方が依然として特殊詐欺被害にあっています!! ～固定電話機の防犯機能を強化しましょう～

- 常に留守番電話に設定
- ナンバーディスプレイの活用
- 迷惑・悪質電話装置の活用

- ・ 静岡市消費生活センター (054-221-1054) では、通話録音装置の無料貸出事業を行っています。

**犯人からの電話の多くは、固定電話機に
架かってきます!!**

※ 静岡市内在住の65歳以上の方がいらっしゃる世帯に限ります。
また、貸出期間は最長3か月です。

「令和6年度 三番町地区自治会連合会 交通安全・防火・防犯大会」の開催

令和6年11月2日(土)、番町小学校において、「令和6年度三番町地区自治会連合会 交通安全・防火・防犯大会」が開催され、地域住民約120名が参加しました。

大会は、自治会連合会会長のあいさつや児童のことは等のあと、市消防職員から負傷者の救護や搬送方法等について学び、複数のグループに分かれて負傷者の搬送体験を行いました。

今後も大会を継続し、地域住民の交通安全や防火・防犯に対する意識を高め、交通事故や火災、犯罪のない明るく住みよい安全なまちづくりを目指していきます。



交通安全や防火・防犯に対する意識を高め、
明るく住みよい安全なまちづくりを目指して開催

「第21回静岡市暴力・飲酒運転追放、 犯罪等に強いまちづくり市民大会」の開催

令和7年2月21日(金)、静岡県男女共同参画センターあざれあにおいて、「第21回静岡市暴力・飲酒運転追放、犯罪等に強いまちづくり市民大会」を開催しました。

この大会は、当協議会が静岡市、静岡市交通安全推進協議会、静岡市飲酒運転追放協議会と共同により毎年開催しており、今年度は、市民や関係機関の皆様など約170名の方が大会に参加しました。

大会は、2部制で行われ、第1部の冒頭で事件・事故の犠牲者に対して黙とうを行ったあと、大長副市長が、「最近の暴力団は、社会情勢の変化に対応しながら、組織実態を隠蔽し、勢力を維持・拡大するための資金獲得活動を行っています。安全で安心に暮らすことのできるまちづくりの実現に向け、今後もより一層の連携をお願いいたします。」とあいさつしました。

その後、副市長及び市内3警察署長から、静岡市学区・地区別無事故・無違反コンクールの優秀地区や交通安全功労者への表彰状の贈呈、防犯の活動に永く尽



参加者全員による「暴力・飲酒運転追放、
交通安全、防犯、犯罪被害者支援」のス
ローガン唱和

力されてこられた方々への感謝状の授与を行いました。

つづいて、来賓として出席いただいた羽畑和夫静岡南警察署長のあいさつ、参加者全員による「暴力・飲酒運転追放、交通安全、防犯、犯罪被害者支援」のスローガンの唱和を行いました。

最後に「安全・安心なまちづくりの推進」、「交通事故のない明るいまちづくりの推進」を宣言し、第1部は終了しました。

第2部では、静岡市交通安全母の会、新通学区自治会連合会、ヤング防犯ボランティア「しずおか・ぴーす」による交通安全や地域防犯活動状況発表、静岡南警察署による匿名・流動型犯罪グループが関与しているとされる闇バイト強盗等に関する講話が行われ、大会は終了しました。

大会にご協力いただいた皆様、誠にありがとうございました。



第2部 地域防犯・交通安全活動状況発表及び
静岡南警察署による講話

暴力団追放!!「三^{ワン}ない運動+1」の推進

みんなの力で社会の敵、暴力団を追い出し、明るい街をつくりましょう。

基本理念

暴力団を恐れない!



社会全体で
暴力団排除!



○恐れることは暴力団を助長させる。

暴力団に対し資金を提供しない!

○暴力団を支援容認することになる。

暴力団を利用しない!

○すべてを「金づるにする」それが暴力団の姿です。



+暴力団と交際しない!

暴力団が**恐れる**ものは、**あなたの暴力団を恐れない「勇気」**です。

暴力団に関する相談は暴追センターへ

静岡県暴力追放運動推進センターは、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（略称暴力団対策法）に基づき、暴力団のいない明るい社会をめざして設立されました。

暴力団を排除するための広報啓発活動、暴力団による被害の相談活動、暴力団追放に向けた様々な支援活動など、困ったときの身近な「駆け込み寺」として活動しています。

事業内容

広報啓発事業

暴力団に関する相談事業
平日 8:30~17:00

保護・救済事業

組織離脱者に対する
社会復帰支援事業

暴力追放組織支援事業

少年に対する暴力団の
影響排除活動事業

情報収集・調査研究事業

暴力団事務所撤去、
差止請求関係事業

不当要求防止責任者
講習事業（無料）

（公財）静岡県暴力追放運動推進センター

〒422-8067 静岡市駿河区南町11番1号
静岡・あいち銀静岡駅前ビル4階

電話.054(283)8930

FAX.054(283)8940

ホームページ <https://www.shizu-boutui.or.jp>

メールアドレス info@shizu-boutui.or.jp



公益財団法人

静岡県暴力追放運動推進センター



暴追センター【HP】



YouTube公式チャンネル

知っておこう暴力団対策

～不当要求への対応要領～

1 来訪者のチェックと連絡

受付係員又は窓口員は、面会票への記入を依頼するなどして、来訪者の氏名等の確認と用件及び人数を把握して、責任者に報告し、指示を受けて、応接室等に案内する。



2 相手の確認と用件・要求内容の確認

落ち着いて、相手の住所、氏名、所属団体名、電話番号を確認し、用件と要求内容を確認する。代理人の場合は、委任状を確認する。



3 有利な場所で対応

素早く助けを求めることができ、精神的に余裕をもって対応できる場所(自社の応接室)等の管理権の及ぶ場所に対応する。

間違っても暴力団等の指定する場所や、粗事務所には向かない。



4 複数で対応

相手より優位に立つためや法的な証拠保全の手段として、可能な限り相手より多い人数で対応し、役割分担を決めておく。



5 あらかじめ対応時間を告げる

可能な限り短くすること。最初の段階で「何時までならお話を伺います」と告げて対応時間を明確に告げる。対応時間が過ぎても退去しない場合は、警察に不退去罪での被害届を出す旨を告げて通報する。



6 言葉を選択

暴力団等は、巧みに論争に持ち込み、応対者の失言を誘い、又は言葉尻をとらえて厳しく糾弾してくる。「申し訳ありません」、「検討します」、「考えてみます」等は禁物。



7 書類作成・署名・押印は拒否

暴力団等は「一筆書けば許してやる」等と詫言や念書等を書かせたがるが、後日金品要求の材料などに悪用する。又、暴力団等が社会運動に名を借りて署名を求めることもあるので注意が必要。



8 即答や妥協、口約束をしない

暴力団等からの不当要求には組織としての回答を準備する。相手の要求に即答や安易な妥協、口約束はしない。暴力団等は、方針が固まる前が勝負と考え、執拗にその場で回答を求める。



9 トップは対応しない

いきなりトップ等の決裁権を持った者が応対すると、即答を迫られ、次回以降から、同様の対応を要求される。トラブルの発端となった当事者にも応対させない。



10 湯茶の接待は不要

湯茶を出すことは、暴力団等が居座り続けることを容認したことになる。また、湯飲み茶碗等を投げつける等、脅しの道具に使用されることもある。



11 対応内容を記録

電話や面談の対応内容は、刑事事件や行政処分、民事訴訟の証拠として必要。

相手に明確に告げて、メモと合わせて録音・録画する。(自己の管理場所では必ずしも告げなくてよい)



12 機を失せず警察に通報

不要なトラブルを避け、受傷事故を防止するために、暴力や脅しを受けたり、危険を感じた場合には、躊躇せず警察に通報する。



公益財団法人 静岡県暴力追放運動推進センター

暴力団や拳銃に関する相談・情報は

●静岡県警察本部刑事部組織犯罪対策局捜査第四課 (暴力相談専用電話)●

(フリーダイヤル) ゴヨー ヤクザゼロ (054) 254-8930

●(公財) 静岡県暴力追放運動推進センター (8:30～17:00)●

(フリーダイヤル) ヤクザゼロ (054) 283-8930

●静岡県警察本部薬物銃器国際捜査課 (拳銃 110 番)●

(フリーダイヤル) ジュウ ミナナシ 0120-10-3774

静岡中央署 刑事第二課 組織犯罪対策係 (054) 250-0110

静岡南警察署 刑事第二課 組織犯罪対策係 (054) 288-0110

清水警察署 刑事第二課 組織犯罪対策係 (054) 366-0110